

Topics

『振り込め詐欺救済法』が施行されました。

- ※「振り込め詐欺救済法」(正式名「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害分配金の支払等に関する法律」)が平成20年6月21日に施行されました。
- ※この法律は「振り込め詐欺等に使用された口座」に振り込まれて引き出されずに残っている資金が1,000円以上ある場合、被害に遭われた方々からの申請を受け付け、被害状況等を金融機関で認定させていただいたうえ、被害額に応じ按分して返還する手続等を定めた法律です。
- ※被害の返還の申請窓口は振込先の金融機関となります。
- ※振り込め詐欺被害に遭われたお心当たりのある方は、当組合窓口でご相談ください。
- ※返還の対象となる預金口座は、7月16日より、下記の預金保険機構のホームページで順次公告されますので、お心当たりの方は、ご確認ください。

[預金保険機構ホームページ](#)

『盗難通帳』の不正利用による被害に係る補償について

当組合は、申し合わせにより、盗難通帳による預金等の不正払戻しについて、8月1日より以下のとおり補償を開始しました。

1. 補償対象 個人のお客様
2. 補償要件
 - ① 当組合への速やかな通知
 - ② 当組合への十分な説明
 - ③ 捜査当局への盗取の届出
3. 補償基準

盗難された通帳等により不正な払戻しの被害に遭われた場合、被害補償を実施します。ただし、お客様の「過失」となりうる場合は、補償額の全部、又は一部減額と

なりうる場合があります。

〔預金者の重大な過失となりうる場合〕

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に上記と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

* 上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることは出来ないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

〔預金者の過失となりうる場合〕

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他お客様に上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合